

⑧ 各科主任の廃止

昭和十八年三月、本校教育事務分掌規程を改正し、各科主任を廃して理事のみとし、教育並びに訓育に関する事務各課と連絡して生徒の指導監督等を掌らせることとした。また、学科主任、理事を廃止した。

⑨ 文庫委員規定制定

同年同月、文庫委員規定を設け、収蔵図書、標本の選定、整理、保管等の事務に従事させることとした。

⑩ 高等師範学校卒業生者服務規則廃止

同年四月一日、文部省令第七号高等師範学校及び女子高等師範学校規程改正により、大正十年制定の文部省令第二十九号高等師範学校卒業生者服務規則は廃止された。

⑪ 専門学校教育刷新と本校

昭和十八年五月、戦時体制に即応すべく教育刷新充実ということが急務とされた折りから、文部省は本校校長に対し、数項目にわたって意見の陳述を求めた。左記はその意見書の控え（昭和十八年一月文部省往復書類^{庶務}）であるが、学校の概況を知る参考になる。

専門学校教育刷新充實ニ關スル件

一、當校教育ノ目標並ニ性格ニ關スル件

一、本校ハ美術家ノ養成ヲ目的トスル本邦唯一ノ官立學校ニシテ本科ヲ分チテ日本畫科、油畫科、彫刻科、工藝科及建築科ノ五トシ更ニ彫刻科ヲ塑造部、木彫部ノ二ニ工藝科ヲ圖案部、彫金部、鍛金部、鑄金部、漆工部ノ五ニ分ツ。コノ他別ニ中等學校其他ノ藝能科圖畫、工作、書道ヲ擔當スベキ教員ノ養成ヲ目的トスル修業年限四ヶ年ノ師範科アリ

各科各部ニ於ケル主ナル科目ノ教授要目ハ別冊ノ如シ「現存セザル——編者註」之ニヨリテモ知ラル、如ク我邦ノ傳統的技法ヲ修得シ更ニ自己ノ創意ヲ出シテ國威ヲ海外ニ宣揚スベキ皇國ノ美術家タラントスルモノニ對シ其基礎的修練ヲ行フニハ五ヶ年ヲ以テスルモ猶且ツ修業年限ノ不足ヲ感ゼザルヲ得ズ如何ニ指導ノ方法ヲ更ムルモ三年ニ短縮シテ所期ノ成績ヲ擧クルコトハ到底不可能ナリ

師範科ハ從來三年制ナリシモ時世ノ進運ニ伴ヒ學習内容漸ク複雑トナリ到底此短期間ニテハ所期ノ目的ヲ達成シ得ザルヲ以テ久シキニ亘リ年限ノ延長ヲ要望シナガラ容易ニ實現ヲ見ルニ至ラザリシモ多年ノ宿望漸ク叶ヒ昨昭和十七年度ヨリ修業年限ヲ一ヶ年延長シテ四ヶ年ニ改ムルヲ得タルモ昇格セル新制師範學校（昭和十八年三月、從來年限二年ノ中等學校として取り扱われていた師範學校は専門學校程度へと昇格した——編者註）ノ指導者ヲ養成スルニハ少クモ更ニ一ヶ年ノ増加ヲ必要トスルニ至レリ

二、學科並ニ學科目ノ増設廢止及統合ニ關スル件

研究中

三、毎週教授時數並ニ休業日ニ關スル件

研究中

四、修練ニ關スル件

本校ニ於テハ曠古未曾有ノ時局ニ際シ大東亞文化ノ指導者タルベキ奉公ノ至誠ニ徹スル資質ノ育成ニ努力シ來リタルガ今般示サレタル體育訓練實施要項ニ則リ全校協力一致、一層心身ノ鍊成ニ邁進スルコト、セリ

一、四大節奉祝式、大詔奉戴日、勤勞作業、防空訓練、文化講義等ヲ特ニ修練日ト定メ専ラ國家思想ノ涵養ト國民士氣ノ昂揚ニ努

メツ、アリ

一、體操ハ綜合體鍊トシテ教練教官指導ノ下ニ職員生徒全般ニ課シ

又生徒ノ體質ト適性ニ應ジ劍道、柔道、銃劍道、弓道、射擊、

馬事訓練等ヲ演練セシメ以テ實質剛健眞摯敢闘ノ精神ヲ養フト

共ニ身體ヲ練磨シテ體力ノ増進ニ努メツ、アリ

五、研究科聽講生ニ關スル件

五月二十日現在研究科ニ在學中ノモノ四十一名ニシテ其中日本畫科四名油畫科二名彫刻科塑造部十二名同木彫部十名工藝科彫金部

三名同鍛金部三名同鑄金部六名同漆工部一名ナリ

聽講生ハ二名ニシテ何レモ油畫實技ヲ聽講ス

六、設備ニ關スル件

一、本校主要校舍ハ木造美術部本館 延一、六〇〇坪餘 工藝部本

館延八三三坪餘 ノ二棟ナルガ何レモ建築以來三十五年ニ垂ン

トシ且ツ刻下防空對策上不安ト困難ニ直面シ居ルヲ以テ戰後可

及的速ニ耐火建築ニ改築スル必要アリ 今ヨリ改築計畫ニ上案

セラレンコトヲ望ム

二、雨天體操場、講堂ノ新營及體操場擴張ノ爲既存建築物ノ移轉ヲ

昨年度豫算ニ要求シ置キタルカ体育及訓育上速ニ充足スルヲ緊

要ナリトス

三、陳列館及倉庫ノ新營 本校多年蒐藏セル參考美術品ヲ有效ニ利

用スル爲メ及ビ安全ニ保存スル爲必要不可缺ノモノニシテ、殊

ニ目下防空防火ノ點ヨリ見テ現在ノ設備ハ不完全タルヲ免レズ

殊ニ倉庫ノ新營ハ喫緊ノ急務ニ屬ス

⑫ 教科書

戰時中本校で使用された教科書を「自昭和十文部省往復書類教務課」より抜粹する。

英 語	教授 森田 龜之助	本科一年	Helps to High Living	Philodidakios	大洞書房	昭和十年 四月二十五日	〇・九〇
學科目	教授担任者 官職氏名	科學年	函 書 名	著 編 者	發行所	發 行 年 月 日	定 価